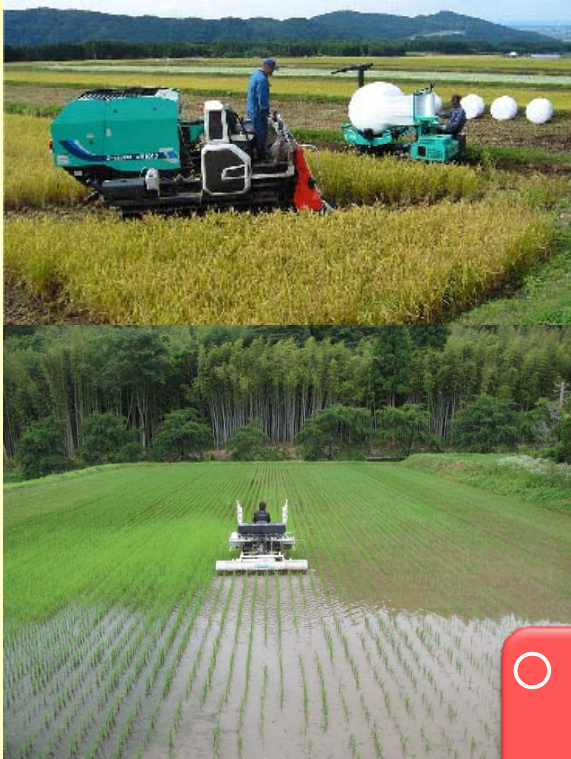


集落営農の経営発展 に向けて

集落営農に取り組んでみませんか

- 集落営農を安定的に運営するには、法人化が有利です。



- 集落営農の法人化には、国の支援があり、大きな負担にはなりません。

目次

みなさんで集落営農に取り組んでみませんか。	3
集落営農には様々なメリットがあります。	4
集落営農に取り組むのは難しくありません。	5
集落営農を発展させるために、法人化を進めましょう。	6
集落営農の法人化には国の支援があります。	7
法人形態は、農事組合法人、株式会社が一般的です。	8
（参考）株式会社と農事組合法人の違い	9
★ 集落営農に取り組む上での問題点と対応	10
集落営農には様々な支援があります。	11

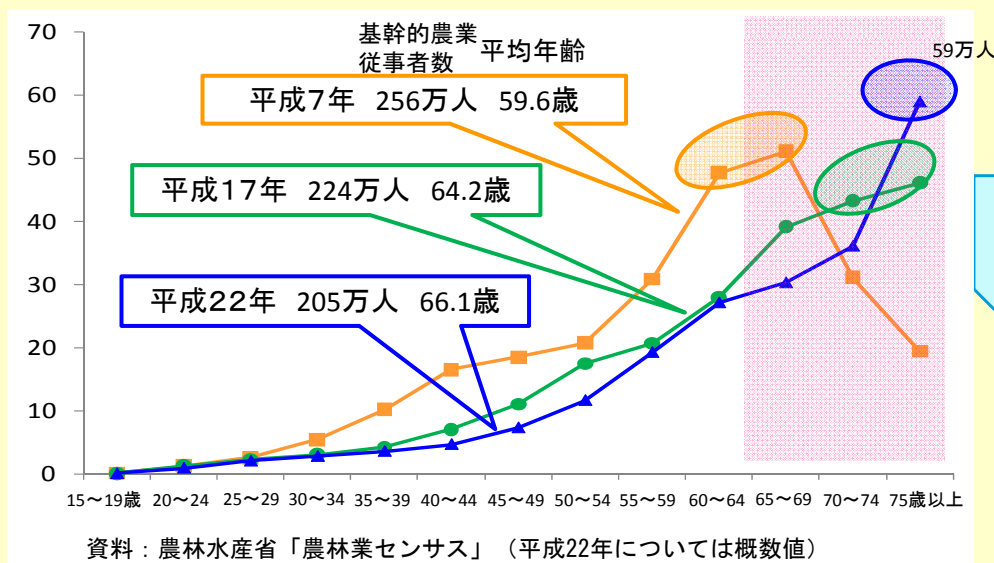
みなさんで集落営農に 取り組んでみませんか。

農村の高齢化、担い手不足が進んでいます。地域の農業・農村を維持し、発展させていくため、皆さんで**集落営農に取り組んでみませんか。**

国としても、集落営農を様々な形で支援しておりますので、**みなさんで組織づくりに向けた話し合いを進めてみてはいかがでしょうか。**

★ 集落営農とは、複数の個人が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により経営の効率化を図る取組です。

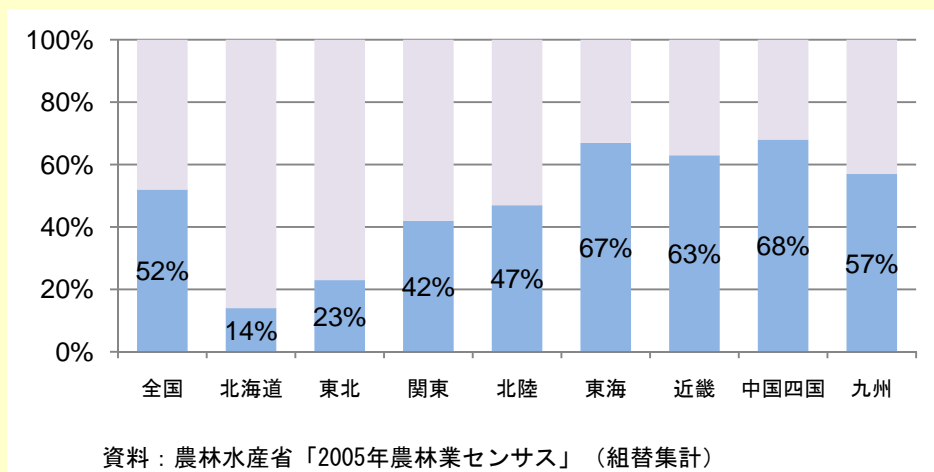
【基幹的農業従事者の年齢構成】



農業者の高齢化

【農業を主とする担い手のいない水田集落】

担い手不足



集落営農には 様々なメリットがあります。

(1) 経営の効率化が図れます。

構成員の能力、体力に応じた役割分担（若手は機械作業、ベテランは管理作業を担当するなど）により、機械の共同利用や作業の共同化によるコスト低減が図られ、所得向上を図ることができます。

★ 機械の整備には、国の支援があります。(11ページ)

(2) 農業・農村の維持・発展が図れます。

農地を維持・管理することが集落機能の維持につながります。



(3) 米の所得補償交付金には集落営農で加入する方が有利です。

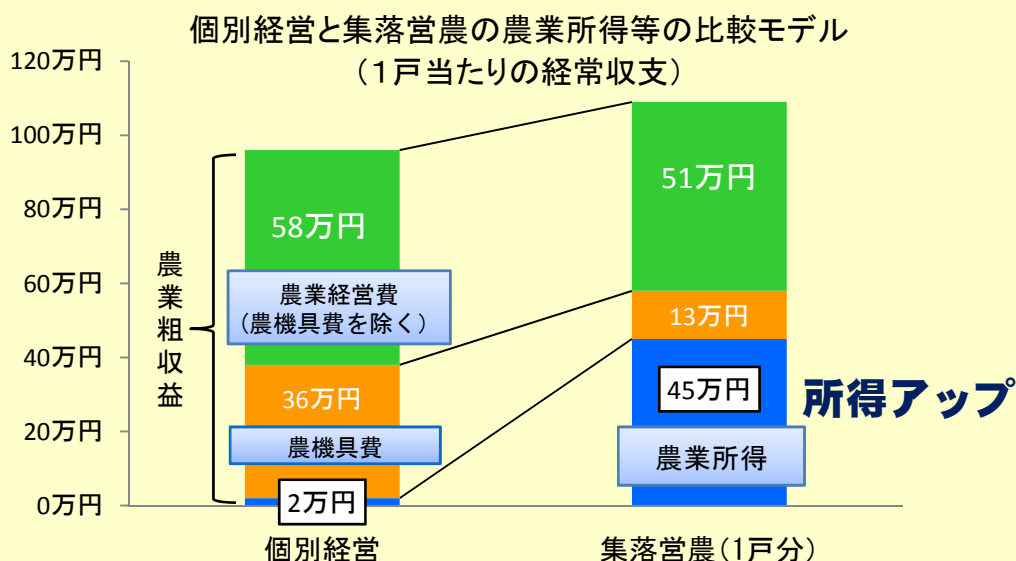
米の所得補償交付金に加入するに際し、共済資格団体として加入することにより、交付対象面積は組織全体の主食用の作付面積から10a控除したものとなります。

★ 麦・大豆等の転作組合で、米は個別対応の組織については、米も組織でまとめたほうが有利です。

★ 現在、集落営農がなく、米を個別に経営している場合も、新たに集落営農を作ったほうが有利です。

(4) 法人化することにより継続的な運営が可能となります。

法人化すると農地の安定的な利用や取引信用力の向上、新たな人材確保が可能となり、経営発展を図る上で有利です。



[出典]平成18年営農類型別経営統計(経営組織編)

集落営農に取り組むのは 難しくありません。

集落営農の要件

★ 農業者戸別所得補償制度の加入要件は2つだけ

- ① 複数の農家で構成され、規約を定め代表者を定めていること。
規約には、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項などが定められている必要があります。
- ② 共同販売経理を行っていること。
集落営農の収入と支出を管理するための組織(代表者)名義の口座を開設して、組織で販売した農産物代金や交付金が振り込まれ、組織で購入した資材費や労賃、配当などが支出されていること。

10a控除 特例

共済資格団体として水稻共済に加入していれば、組織として10a控除の適用を受けることができます。このためには、集落営農の規約において、共済掛金の分担及び共済金の配分方法について規定する必要があります。

規定例

(費用分担及び利益配分)

第〇条 この組合の事業に係る費用(共済掛金を含む。)は、組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益(共済金を含む。)は、すべての組合員に対して配分するものとする。

- ★ 既存の組織の場合は、下線部を加えるだけで足ります。
- ★ 共済資格団体に関しては、最寄りの農業共済組合へ御相談下さい。

集落営農の組織化手順

- ① 近隣の方々と集落営農の立ち上げについて話し合い
★ 近隣の農家と話し合い、集落営農の組織化を進めることに賛同を得て、組織づくりに協力を要請。
- ② 市町村役場、地域農業再生協議会等へ相談
★ 市町村役場等関係機関に対し、集落営農を作りたい旨を相談し、組織づくりについての協力を要請。
- ③ 集落座談会を開催し、集落営農の必要性等について話し合い
★ 集落の現状(高齢化による担い手不足等)を踏まえ、集落営農に取り組む意義、必要性等を説明。
- ④ 組織の運営方法等について話し合い、規約を作成
★ 組織を運営していくためのルール(営農活動の役割分担、利益の配分方法等)を検討し、規約を作成。
- ⑤ 設立総会を開催

まずは、
気の合う仲間から



ひな形は、農政事務所へ
お問い合わせ下さい。

※ 集落営農に参加したいと考えている方は、最寄りの市町村役場か地域農業再生協議会等へ御相談下さい。

集落営農を発展させるために、 法人化を進めましょう。

皆さんが苦勞して作った集落営農を、**将来にわたり安定的に運営**していくためには、**法人化することが重要**です。

法人化することで、**農地の権利設定が可能**となる、**取引信用力が向上**する等のメリットがあり、それを活かして**積極的な経営展開**を図ることができます。

① 農地の安定的な利用が可能

- 農地の権利を取得することができ、より安定的な農地利用が可能となります。
- 農地を借りる場合は、農業生産法人になる必要もありません。

② 取引信用力が向上

- 対外的な信用力が高まることによって、実需者との取引も進めやすくなり、加工・直売にも有利です。



③ 新たな人材の確保

- 新たな人材の雇用が可能となり、組織の継続性を確保することができます。
- 労災保険等に参加することにより、従業員が安心して農作業に従事できます。

★ 世代交代が図られ、組織が安定的に継続

④ 経営管理能力が向上



- 経理が明確になることで、各構成員にコスト意識が芽生え、経営の効率化が進めやすくなります。
- 毎年の収益の一部を将来の設備投資等に備えて内部留保することができます。
- 赤字（欠損金）を後年度の黒字から控除することができます。（欠損金を7年間繰越すことが可能）

集落営農の法人化には 国の支援があります。

法人設立には、設立登記に係る事務手続や専門家へ相談した場合の相談料などの費用がかかりますが、農業者戸別所得補償制度推進事業により、**1法人当たり40万円を助成**します。

また、都道府県協議会等が主催する経理事務の研修会や法人化説明会等に要する経費も助成します。

農業者戸別所得補償制度推進事業

- ◆ **集落営農が法人化した場合、1法人当たり40万円を助成します。**

★ 法人設立の負担を軽くします。

- ◆ **集落営農に関する研修会等の開催経費を助成します。**

★ 都道府県協議会等(注)による集落営農に関するリーダー研修会、経理事務研修会等の開催経費を助成します。

(注)都道府県農業再生協議会、市町村又は地域農業再生協議会

法人形態は、農事組合法人、 株式会社が一般的です。



- 農業経営を行う法人の形態としては、農事組合法人、株式会社が一般的であり、それぞれ必要とされる要件も異なりますので、どのような将来展望を持って事業を行っていくのか等をよく考えた上で、判断することが重要です。
- なお、株式会社が農地を借りて農業を行う場合、その構成員や出資割合に制限はなく、農産物を契約栽培している食品企業等が資本参加することも可能です。

農事組合法人 (農業協同組合法)

〈メリット〉

- 構成員の一人一票制で民主的な運営が可能。
- 各構成員の従事割合に応じて利益を分配する従事分量配当を行えば、任意組織と同様の組織運営が可能。

〈デメリット〉

- 行える事業が制限される。
- 迅速な経営判断ができにくい、との声もある。

株式会社 (会社法)

〈メリット〉

- 他企業との取引や新規雇用の募集等が行いやすい。
- 事業に制限がなく、農業だけでなく、食事宅配サービスなど地域の実情に応じた様々な仕事を行うことが可能。
- 構成員に制限がなく、法人の事業に協力する非農家や一般企業からの出資も可能。

〈デメリット〉

- 株式の譲渡が自由で、不特定多数の者が参加する可能性もあるが、株式譲渡制限会社であれば、このような心配は不要。

★ 法人として農地を借りる場合は、法人の構成員や出資割合等に制限はなく、その法人の資格のままで権利を取得することが可能です。一方、農地の所有権を取得する場合は、農地法に基づく農業生産法人の要件を備えることが必要です。

(参考) 農事組合法人と株式会社の違い

法人形態	農事組合法人	株式会社（株式譲渡制限会社〔注1〕）
事業	① 農業に関する共同利用施設の設置（施設を利用した加工等を含む）又は農作業の共同化 ② 農業の経営（農産物の加工・直売等を含む）	制限なし
構成員（組員）	① 農民（自ら農業を営む個人又は農業に従事する個人） ② 農業協同組合及び連合会 ③ 農地保有合理化法人 ④ 法人から事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続的に受けている者など事業の円滑化に寄与する者（総組員数の1/3以下） ⑤ アグリビジネス投資育成株式会社〔注2〕	制限なし
構成員数	農民が3人以上	制限なし（1人以上）
資本金（出資金）	事業欄の②の事業を行う場合は1人1口以上の出資が必要〔注3〕	制限なし（1円以上）
役員の設定義務	理事1人以上（必須） 監事1人以上（任意）	取締役1人以上（必須） 監査役1人以上（任意）
役員の任期	3年以内で定款で定める	取締役 2年、監査役 2年 ※ 定款で、最大10年まで延長することを定めることが可能
議決権	1人1議決権	出資額に応じた議決権 ※ 株式総会の特殊決議（総株主の半数以上であって、総株主の議決権の3/4以上の賛成）があれば、1人1議決権とすることも可能
労賃の支払	従事分量配当〔注4〕又は確定給与支給	確定給与支給
決算の公告義務	なし	あり
備考	株式会社への組織変更が可能 行政庁が指導・監督（設立届出は必須）	—

〔注1〕株式譲渡制限会社とは、株式会社のうち、すべての株式の譲渡について、会社の承認を必要とする旨の定めを定款に置いている株式会社。

〔注2〕農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく事業計画の農林水産大臣承認を受けた会社で、一定の要件を備える農業法人へ総議決権の50/100以下の範囲で出資し、農業法人の財務基盤の強化を促進。

〔注3〕②の事業を行わない場合は、出資をさせない農事組合法人の設立も可能。出資1口の金額は定款で規定。

〔注4〕法人の剰余金を、各構成員に対し、法人の事業に従事した程度に応じて配分すること。

★ 集落営農に取り組む上での 問題点と対応

集落営農に取り組むについて、現場からは、**リーダーがない、集落内の意見が合わない**などの声があります。その**解決策は地域によって様々**ですが、次のようなことを参考に取組んでみられてはいかがでしょうか。

〈問題点〉集落営農を進めるための話し合いの組織がない。

■ 自治会、集落座談会等を活用する。

- 気の合う仲間と一定程度話し合いを進め、その内容を自治会等の集まりで提案してみてもいいでしょうか。
- 自分たちでできないときは、行政やJA、先行している集落営農のリーダー等を講師に呼んで、話を聞いてみてはいかがでしょうか。

〈問題点〉集落営農の中心となる人材（リーダー、経理担当者等）がない。

■ リーダー等が取り組みやすい環境を整える。

- 地域の中でリーダーと目される人を選んで下さい。行政やJAのOBなど農業政策に詳しい人に頼むのも一つの方法です。その際、リーダー1人に任せるのではなく、複数の人たちが協力してリーダーを補佐し、組織運営をサポートする体制を整えることが重要です。
- 中心となる人がおおよそ固まってきたら、自治体等が主催する集落営農のリーダー育成や経理事務等の研修会等に参加し、集落営農に関する知識を深めることが重要です。

〈問題点〉組織づくりに懐疑的な人が多い。法人化に積極的でない人が多い。

■ 参加される方にやりがいを持ってもらう。

- 集落の将来方向について、一方的に危機感を煽るのではなく、集落営農に取り組むことで、高齢者にも活躍の場が与えられる等の説明を行うことが重要です。
- 法人化を進めるについては、法人の有利性の他、確固とした組織ができることで、後継者の確保、地域農業の維持・発展につながることを説明することが重要です。

〈問題点〉広域の集落営農で構成員が多く、法人化に向け意見がまとまらない。

■ 組織を分割し、集落毎に法人化する。

- 複数集落による組織の場合、集落毎に組織を法人化することも一つの方向であり、その形で話し合いを進めてみてはいかがでしょうか。
- オペレーターなど活動の中心となる人たちが法人をつくり、他の構成員は法人に利用権を設定したり、作業を受託する方法も考えられます。

集落営農には様々な支援があります

経営を
安定させたい

- 米の恒常的な赤字補てんの他、麦、大豆等について営農継続が可能となる支援を受けることができます。
- ※ 集落営農が共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除されるので、小規模農家が個別に加入するよりも交付額は大きくなります。

〈農業者戸別所得補償制度〉

機械を
整備したい

- 集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等を導入する経費に対して支援を受けることができます。
- (融資主体型補助：3/10上限、集落営農補助：1/2以内)

〈経営体育成支援事業〉

規模を
拡大したい

- 集落営農を法人化し、法人化後の経営規模が法人化前の集落営農に比べて増加した場合は、農地利用集積円滑化事業により法人に面的に利用権の設定がされた農地について、戸別所得補償制度の規模拡大加算として交付金を受けることができます。

〈規模拡大加算交付金〉

農地・農業用水
を維持・保全し
たい

- 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し農業生産活動等の継続を支援します。
- 〈中山間地域等直接支払交付金〉
- 地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組について支援を受けることができます。
- 〈農地・水保全管理支払交付金〉

6次産業化
に挑戦したい

- 6次産業化に係る新商品の開発や積極的な取組を促す環境づくり等の取組に対して支援を受けることができます。

〈6次産業総合推進事業〉

資金を低利で借
りたい

- 5年以内の法人化などを目標とする集落営農に対し、
- 農業用機械・施設の取得に必要な資金や長期運転資金を長期かつ低利で融資します。
- 〈経営体育成強化資金、農業近代化資金〉
- 生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う場合は、無利子の貸付を受けることができます。
- 〈農業改良資金〉

税制上の
メリット

- 農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して準備金を積み立て、農用地や農業用の機械等を取得した場合の税制上の特例措置
- ※ 準備金の積立額、農用地等の取得額のうち交付金等に相当する額を損金算入することが可能。
- 〈農業経営基盤強化準備金〉

【お問い合わせ先】

- ご不明な点があれば、お気軽に下記問い合わせ先までご連絡下さい。

北海道農政事務所	011-642-5479 (直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	022-263-1111 (内線4113)
	〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	048-600-0600 (内線3810)
	〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課	076-263-2161 (内線3355)
	〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課	052-201-7271 (内線2444)
	〔岐阜県 愛知県 三重県〕
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課	075-451-9161 (内線2727)
	〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課	086-224-4511 (内線2183)
	〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9111 (内線4317、4318)
	〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-0031 (内線83282)
農林水産省経営局経営政策課集落営農班	03-3502-8111 (内線5134)

- 農林水産省では、農業者や農業関係者の皆様に向けた「農業担い手メールマガジン」を配信しています。農林水産省のホームページから過去の配信内容を確認することができ、配信登録ができます。

http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html

- 集落営農に関しては、各地の取り組みを事例集として取りまとめ、農林水産省のホームページで公表しておりますので、ご覧下さい。

http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_syuraku/torikumi_zirei.html